

## 令和5年度 第4回豊中市介護保険事業運営委員会 会議次第

日時：令和6年(2024年)1月26日(金)

午後2時～

場所：豊中市役所第二庁舎3階大会議室

またはZoom

### < 議 題 >

1. 第9期計画期間における介護保険料について  
【資料1-1】【資料1-2】
2. (仮)介護人材対策部会の設置について  
【資料2】
3. 地域密着型サービス運営検討部会の所掌事項について  
【資料3】
4. その他  
(1) 部会報告について  
【資料4】



# 豊中市介護保険事業運営委員会委員名簿

令和5年7月1日時点

委員定数……15名（敬称略）

区 分	職業・役職等	氏 名
学 識 経 験 者	桃山学院大学教授 ◎	お 小 の 野 たつ や 達 也
	大阪人間科学大学教授	おお 大 の 野 ま ど か
	大阪大谷大学教授	はた 秦 やす 康 ひろ 宏
保健医療又は 福祉の関係団体	豊中市医師会副会長 ○	つじ 辻 つよ 毅 し 嗣
	豊中市歯科医師会会長	こん 近 どう 藤 あつし 篤
	豊中市薬剤師会会長	あし 芦 だ 田 やす 康 ひろ 宏
	豊中市社会福祉協議会常務理事	いま 今 い 井 まこと 誠
	豊中市民生・児童委員協議会連合会理事	はし 橋 もと 本 のり 典 こ 子
サービス事業者の代表	(株)BENECT (豊中市介護保険事業者連絡会会長)	むら 村 かみ 上 いさお 功
	(株)インステップ (豊中市介護保険事業者連絡会副会長)	おお 大 つき 槻 よう 洋 すけ 介
	(株)Youlmit (豊中市介護保険事業者連絡会副会長)	こ 小 ばやし 林 え 恵 み 美 こ 子
医療保険者の代表	健康保険組合連合会大阪連合会事務局長	にし 西 もと 本 だい 大 すけ 輔
被 保 険 者	第1号被保険者(市民公募)	うえ 上 だ 田 ゆき 幸 お 雄
	第1号被保険者(市民公募)	なが 長 お 尾 の ぶ こ 子
	第2号被保険者(市民公募)	ひ 樋 ぐち 口 よう 陽 こ 子

◎＝委員長 ○＝副委員長

○豊中市介護保険事業運営委員会規則

平成12年6月30日規則第62号  
改正 平成15年4月1日規則第11号  
平成15年11月5日規則第78号  
平成18年3月31日規則第7号  
平成19年3月23日規則第1号  
平成19年3月26日規則第2号  
平成23年3月25日規則第5号  
平成24年2月15日規則第4号  
平成24年6月19日規則第92号  
平成26年4月28日規則第46号  
平成27年3月25日規則第20号  
平成30年10月25日規則第63号  
平成31年3月22日規則第33号

(目的)

第1条 この規則は、豊中市介護保険条例（平成12年豊中市条例第30号）第14条第3項の規定に基づき、豊中市介護保険事業運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営その他委員会について必要な事項を定めることを目的とする。

(委員)

第2条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療又は福祉の関係団体の代表
- (3) 介護サービス事業者の代表
- (4) 被用者保険の保険者の代表
- (5) 被保険者

2 前項第5号に規定する者は、公募により選考するものとする。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 特別の事情があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、市長は委員を解嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第6条 委員会に専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項についての調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員及び専門委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから委員長が指名する。
- 4 部会長は、部会における審議状況及び結果を委員会に報告しなければならない。

(関係者の出席等)

第8条 委員長又は部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉部長寿社会政策課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成12年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に招集される委員会並びに委員長及び副委員長に事故がある場合その他の委員長の職務を行う者が不在の場合における委員会の招集及び委員長が決定されるまでの委員会の議長は、市長が行う。
- 3 平成30年11月1日に委嘱される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成33年6月30日までとする。

附 則（平成15年4月1日規則第11号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年11月5日規則第78号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第7号抄）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月26日規則第2号抄）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日規則第5号抄）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月15日規則第4号抄）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月19日規則第92号）

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成26年4月28日規則第46号）

この規則は、平成26年5月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日規則第20号抄）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月25日規則第63号）

この規則は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日規則第33号抄）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

## 第9期計画期間における介護保険料について

令和5年度 第4回介護保険事業運営委員会 資料1-1

### 前提条件

#### ①人口推計

令和元年（2019年）～令和5年（2023年）までの住民基本台帳データ（9月末時点・男女別1歳刻み）に基づき、コーホート変化率法による人口推計を実施。

単位（人）	第8期（実績）			第9期（推計）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者数	105,304	104,977	104,992	105,016	105,037	105,060
総人口	408,964	407,692	407,081	406,379	405,522	404,513
高齢化率	25.7%	25.7%	25.8%	25.8%	25.9%	26.0%

#### ②認定者数推計

令和5年の介護保険事業状況報告9月月報の男女別5歳刻み・介護度別の認定率を人口推計に掛け合わせて認定者数の推計を実施。

単位（人）	第8期（実績）			第9期（推計）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要支援1	4,421	4,454	4,552	4,657	4,701	4,723
要支援2	3,560	3,526	3,573	3,654	3,702	3,746
要介護1	4,822	4,809	4,877	5,005	5,091	5,176
要介護2	4,115	4,126	4,097	4,201	4,283	4,368
要介護3	3,002	3,004	3,158	3,243	3,316	3,391
要介護4	2,541	2,611	2,658	2,737	2,804	2,883
要介護5	1,926	2,026	2,027	2,082	2,133	2,186
合計	24,387	24,556	24,942	25,579	26,030	26,473
1号認定率	23.2%	23.4%	23.8%	24.4%	24.8%	25.2%

#### ③介護サービス総給付費（令和6年度～令和8年度）

介護給付費	地域支援事業費	合計
123,743,300千円	6,573,652千円	130,316,952千円

#### ④準備基金の取り崩し

第8期の介護保険事業での基金積立額は約20億2300万円の見込み。このうち第9期では、16億6300万円を取り崩し、赤字等の財政危機が生じた場合に備え、3億6000万円を積み残す。（第2期～第8期まで円滑導入特例交付金の剰余分3億6000万円を赤字等の財政危機が生じた場合に備え、積み残し）

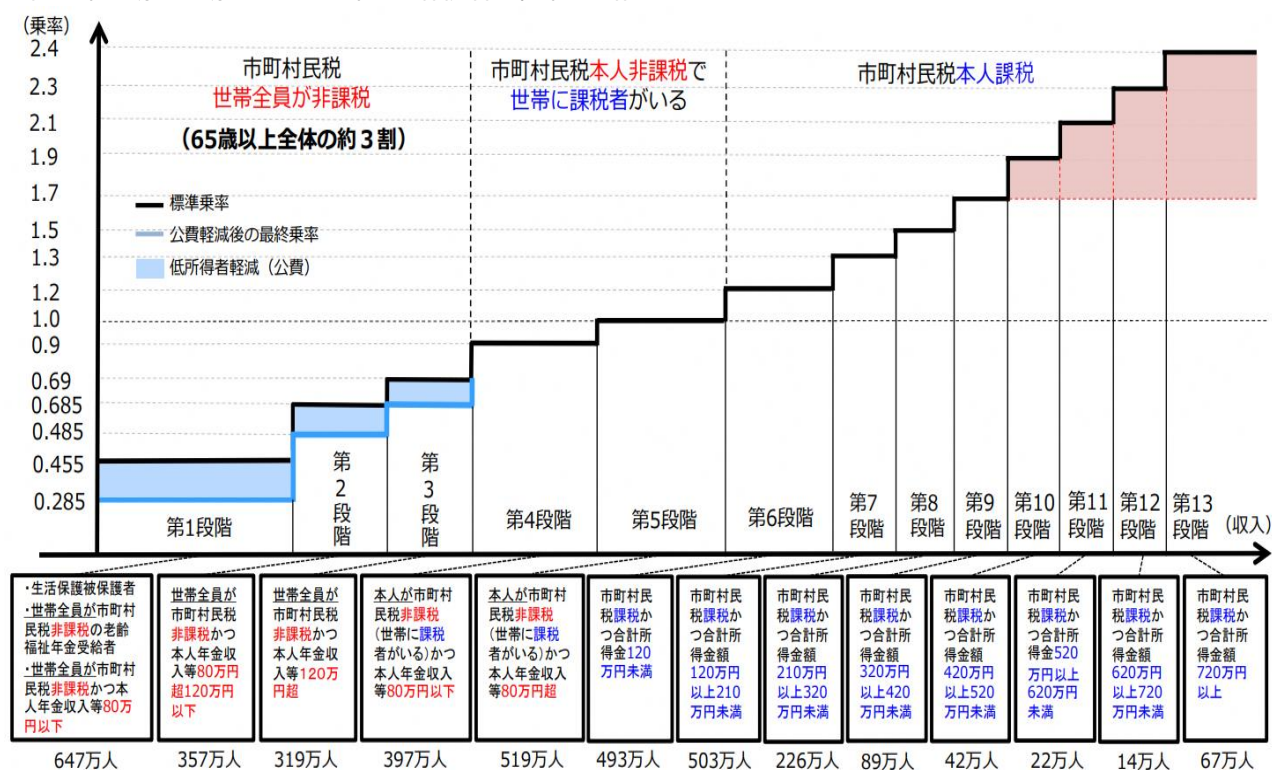
#### ⑤保険料段階考え方

国の標準段階区分（13段階）の基準所得金額及び乗率を踏まえ、激変緩和及び負担能力に応じた保険料段階を設定（段階区分と乗率の変更及び追加）

### ○第3回運営委員会提示（案）からの変更点について

	内容	基準額月額（円）
前回案	国の標準段階区分（13段階）の基準所得金額及び保険料率を踏まえ踏まえ、激変緩和及び負担能力に応じた保険料段階を設定	7,000
今回案	前回案より ①介護報酬改定の反映（1.54%） ②国標準段階における所得区分及び料率の変更 ・第11段階と第12段階を区分する基準所得金額 400万円→420万円 ・第12段階と第13段階を区分する基準所得金額 500万円→520万円 ・第13段階と第14段階を区分する基準所得金額 590万円→620万円 ・第14段階と第15段階を区分する基準所得金額 680万円→720万円 ・第1段階の乗率 0.445→0.455、第2段階の乗率 0.68→0.685 ③第11～15段階の料率を応能負担により国標準段階より0.1上昇 ④介護給付費を直近の実績見込みで再計算	6,998

※国の第9期計画期間における第1号保険料（標準13段階）





○第4回介護保険事業運営委員会提示案

第8期計画期間					第9期計画期間					国標準段階		
段階	対象	乗率	保険料年額	保険料月額平均	段階	対象	乗率	保険料年額	保険料月額平均	月額増加額	乗率	段階
第1段階	市民税非課税世帯 生活保護受給者または老齢福祉年金受給者 本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の人	0.5	38,202	3,184	第1段階	市民税非課税世帯 生活保護受給者または老齢福祉年金受給者 本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の人	0.455	38,209	3,184	0	0.455	第1段階
		0.3	22,921	1,910			0.285	23,933	1,994	84	0.285	
第2段階	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超120万円以下の人	0.725	55,392	4,616	第2段階	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超120万円以下の人	0.685	57,523	4,794	178	0.685	第2段階
		0.475	36,291	3,024			0.485	40,728	3,394	370	0.485	
第3段階	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円を超える人	0.75	57,303	4,775	第3段階	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円を超える人	0.69	57,943	4,829	54	0.69	第3段階
		0.7	53,482	4,457			0.685	57,523	4,794	337	0.685	
第4段階	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の人	0.875	66,853	5,571	第4段階	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の人	0.9	75,578	6,298	727	0.9	第4段階
第5段階	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える人	1	76,404	6,367	第5段階	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える人	1	83,976	<b>6,998</b>	631	1	第5段階
第6段階	本人の合計所得金額が120万円未満の人	1.13	86,336	7,195	第6段階	本人の合計所得金額が120万円未満の人	1.2	100,771	8,398	1,203	1.2	第6段階
第7段階	本人の合計所得金額が120万円以上125万円未満の人	1.135	86,718	7,227	第7段階	本人の合計所得金額が120万円以上125万円未満の人	1.25	104,970	8,748	1,521	1.3	第7段階
第8段階	本人の合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	1.265	96,651	8,054	第8段階	本人の合計所得金額が125万円以上210万円未満の人	1.3	109,168	9,097	1,043		
第9段階	本人の合計所得金額が190万円以上210万円未満の人	1.275	97,415	8,118						979		
第10段階	本人の合計所得金額が210万円以上290万円未満の人	1.515	115,752	9,646	第9段階	本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.5	125,964	10,497	851	1.5	第8段階
第11段階	本人の合計所得金額が290万円以上320万円未満の人	1.525	116,516	9,710						787		
第12段階	本人の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	1.775	135,617	11,301	第10段階	本人の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	1.7	142,759	11,897	596	1.7	第9段階
第13段階	本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.9	145,167	12,097	第11段階	本人の合計所得金額が400万円以上420万円未満の人	1.8	151,156	12,596	499		
					第12段階	本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	2	167,952	13,996	1,899	1.9	第10段階
第14段階	本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	2	152,808	12,734	第13段階	本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.2	184,747	15,396	3,299	2.1	第11段階
					第14段階	本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.4	201,542	16,795	4,061		
第15段階	本人の合計所得金額が800万円以上1000万円未満の人	2.2	168,088	14,007	第15段階	本人の合計所得金額が720万円以上800万円未満の人	2.5	209,940	17,495	4,761	2.4	第13段階
第16段階	本人の合計所得金額が1000万円以上1500万円未満の人	2.5	191,010	15,918	第16段階	本人の合計所得金額が800万円以上1000万円未満の人	2.7	226,735	18,895	4,888		
第17段階	本人の合計所得金額が1500万円以上2500万円未満の人	2.8	213,931	17,828	第17段階	本人の合計所得金額が1000万円以上1500万円未満の人	3.1	260,325	21,694	5,776		
第18段階	本人の合計所得金額が2500万円以上の人	3.1	236,852	19,738						第18段階	本人の合計所得金額が1500万円以上	3.6
										5,455		

○第3回介護保険事業運営委員会提示案

第8期計画期間					第9期計画期間					月額増加額		国標準段階	
段階	対象	料率	保険料年額	保険料月額平均	段階	対象	料率	保険料年額	保険料月額平均	料率	段階		
第1段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者 本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の人	0.5	38,202	3,184	第1段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者 本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の人	0.445	37,380	3,115	-69	0.445	第1段階	
第2段階	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超120万円以下の人	0.725	55,392	4,616	第2段階	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超120万円以下の人	0.68	57,120	4,760	144	0.68	第2段階	
第3段階	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円を超える人	0.75	57,303	4,775	第3段階	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円を超える人	0.69	57,960	4,830	55	0.69	第3段階	
第4段階	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の人	0.875	66,853	5,571	第4段階	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の人	0.9	75,600	6,300	729	0.9	第4段階	
第5段階	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える人	1	76,404	6,367	第5段階	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える人	1	84,000	7,000	633	1	第5段階	
第6段階	本人の合計所得金額が120万円未満の人	1.13	86,336	7,195	第6段階	本人の合計所得金額が120万円未満の人	1.2	100,800	8,400	1,205	1.2	第6段階	
第7段階	本人の合計所得金額が120万円以上125万円未満の人	1.135	86,718	7,227	第7段階	本人の合計所得金額が120万円以上125万円未満の人	1.25	105,000	8,750	1,523			
第8段階	本人の合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	1.265	96,651	8,054	第8段階	本人の合計所得金額が125万円以上210万円未満の人	1.3	109,200	9,100	1,046	1.3	第7段階	
第9段階	本人の合計所得金額が190万円以上210万円未満の人	1.275	97,415	8,118	第9段階	本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.5	126,000	10,500	982			
第10段階	本人の合計所得金額が210万円以上290万円未満の人	1.515	115,752	9,646	第10段階	本人の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	1.8	151,200	12,600	854	1.5	第8段階	
第11段階	本人の合計所得金額が290万円以上320万円未満の人	1.525	116,516	9,710	第11段階	本人の合計所得金額が400万円以上410万円未満の人	1.88	157,920	13,160	790			
第12段階	本人の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	1.775	135,617	11,301	第12段階	本人の合計所得金額が410万円以上500万円未満の人	1.9	159,600	13,300	1,299	1.7	第9段階	
第13段階	本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.9	145,167	12,097	第13段階	本人の合計所得金額が500万円以上590万円未満の人	2.1	176,400	14,700	1,063	1.9	第10段階	
第14段階	本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	2	152,808	12,734	第14段階	本人の合計所得金額が590万円以上680万円未満の人	2.3	193,200	16,100	2,603	2.1	第11段階	
第15段階	本人の合計所得金額が800万円以上1000万円未満の人	2.2	168,088	14,007	第15段階	本人の合計所得金額が680万円以上800万円未満の人	2.4	201,600	16,800	4,003	2.3	第12段階	
第16段階	本人の合計所得金額が1000万円以上1500万円未満の人	2.5	191,010	15,918	第16段階	本人の合計所得金額が800万円以上1000万円未満の人	2.7	226,800	18,900	3,366			
第17段階	本人の合計所得金額が1500万円以上2500万円未満の人	2.8	213,931	17,828	第17段階	本人の合計所得金額が1000万円以上1500万円未満の人	3.1	260,400	21,700	4,066	2.4	第13段階	
第18段階	本人の合計所得金額が2500万円以上の人	3.1	236,852	19,738	第18段階	本人の合計所得金額が1500万円以上	3.6	302,400	25,200	4,893			
										7,372			
										5,462			

(案)

令和6年(2024年) 月 日

豊中市長 長内 繁樹 様

豊中市介護保険事業運営委員会

委員長 小野 達也

## 答 申 書

令和4年(2022年)8月8日付、豊福政第2046号で諮問のあった事項のうち、「第9期計画における第1号被保険者の介護保険料の設定」及び「介護給付費準備基金の運用」について、次のとおり答申します。

## 記

**1. 第9期計画における第1号被保険者の介護保険料の設定について**

第1号被保険者の保険料設定については、介護保険サービス等の総費用が算定の基礎となります。サービス量の推計に関しては、これまでの高齢化の推移や保険給付費等の実績を基に、国・府の算定手法を用いて基礎数値が算出されていることから、適正な要支援・要介護認定者数と各サービスの利用量が見込まれているものと考えます。

豊中市は、全国平均に比べて、第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者の認定率が高い現状です。今後も、要支援・要介護認定者が増加し、保険給付費等が増大していくことが推計されますので、第9期(令和6年度～8年度)計画では全ての保険料段階において負担が増大することになります。

豊中市では既に保険料段階を18段階に細分化し、各段階における料率についても各段階の保険料の上昇額が公平な負担となるよう設定しているところではありますが、この枠組みを今回の保険料設定においても引き継ぐことが妥当と考えます。

以上のような考え方を踏まえ算出した結果、別表の所得段階別の保険料率が適当であると考えます。

## 2. 介護給付費準備基金の運用について

介護給付費準備基金は、3年間の中期財政計画における弾力的な財政運営を図るために設置されていますが、第8期（令和3年度～令和5年度）計画における収支の状況から、同基金残額は、約20億2千3百万円になるものと見込まれています。

上記1で述べたとおり、豊中市の現状から、今後も要支援・要介護認定者が増加し、保険給付費等が増大していくことが推計されますので、保険料の上昇は避けられないものとなっており、将来的な介護保険財政の確保が必要と考えます。

このような状況を踏まえ、同基金残額のうち、第8期計画期間中における第1号被保険者の保険料剰余分約16億6千3百万円については、上昇する保険料の抑制に活用し、介護保険の制度施行当初に国から交付を受けた「円滑導入特例交付金」の剰余分約3億6千万円については、赤字等の財政危機が生じた場合に備え、これまでと同様に同基金に積み残し、安定した介護保険財政を確保するべきと考えます。

(別表)

区分		料率	年間保険料	平均月額保険料
第1段階 生活保護受給者又は市民税非課税世帯 で老齢福祉年金受給者 市民税非課税世帯で本人の課税年金収入額 とその他の合計所得金額の合計額が 80万円以下		0.455 (0.285)	38,209円 (23,933円)	3,184円 (1,994円)
市民税非課税世帯	第2段階 本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が 80万円超120万円以下	0.685 (0.485)	57,523円 (40,728円)	4,794円 (3,394円)
	第3段階 本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が 120万円を超える	0.69 (0.685)	57,943円 (57,523円)	4,829円 (4,794円)
市民税課税世帯で本人が市民税非課税	第4段階 本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が 80万円以下	0.9	75,578円	6,298円
	第5段階 本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が 80万円を超える	1	83,976円	6,998円 (基準額)
第6段階 本人が市民税課税で合計所得金額が 120万円未満		1.2	100,771円	8,398円
第7段階 本人が市民税課税で合計所得金額が 120万円以上125万円未満		1.25	104,970円	8,748円
第8段階 本人が市民税課税で合計所得金額が 125万円以上210万円未満		1.3	109,168円	9,097円
第9段階 本人が市民税課税で合計所得金額が 210万円以上320万円未満		1.5	125,964円	10,497円
第10段階 本人が市民税課税で合計所得金額が 320万円以上400万円未満		1.7	142,759円	11,897円

区分	料率	年間保険料	平均月額保険料
第 11 段階 本人が市民税課税で合計所得金額が 400 万円以上 420 万円未満	1.8	151,156 円	12,596 円
第 12 段階 本人が市民税課税で合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満	2	167,952 円	13,996 円
第 13 段階 本人が市民税課税で合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満	2.2	184,747 円	15,396 円
第 14 段階 本人が市民税課税で合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満	2.4	201,542 円	16,795 円
第 15 段階 本人が市民税課税で合計所得金額が 720 万円以上 800 万円未満	2.5	209,940 円	17,495 円
第 16 段階 本人が市民税課税で合計所得金額が 800 万円以上 1000 万円未満	2.7	226,735 円	18,895 円
第 17 段階 本人が市民税課税で合計所得金額が 1000 万円以上 1500 万円未満	3.1	260,325 円	21,694 円
第 18 段階 本人が市民税課税で合計所得金額が 1500 万円以上	3.6	302,313 円	25,193 円

※第 1 段階～第 3 段階の（ ）内の数値は国の制度により軽減された保険料率で計算しています。

豊中市介護人材対策部会設置要綱（案）

（設置目的）

第1条 豊中市が実施する介護人材確保対策事業について、公募による候補者選定及び実施事業に関して審議する機関として、介護保険事業運営委員会規則（平成12年豊中市規則第62号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づき豊中市介護人材対策部会（以下、「部会」という）を設置する。

（所掌事務）

第2条 部会は、次に掲げる事項について審議する。

- （1） 候補者の募集要領に関すること。
- （2） 候補者の選定に係る審査項目及び審査基準に関すること。
- （3） 候補者の審査及び選定に関すること。
- （4） 選定した候補者の候補取消し等に関すること。
- （5） 選定した候補者が実施する事業に関すること。
- （6） 審議結果の公開に関すること。
- （7） その他候補者の選定に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 規則第7条第2項及び第3項の規定に基づき部会は組織される。

2 部会長は、部会に属する委員（以下、「部会員」という）のうちから副部会長を指名する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長がその職務につけない場合には部会長の職務を代理する。

（運営）

第4条 部会は、部会長が招集する。

2 部会の議長は、部会長が務める。

3 部会は、部会員の過半数の出席がなければ開催することはできない。

4 部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは部会長の決するところによる。

（会議の公開等）

第5条 部会の会議は、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号）第23条ただし書及び同条第1号の規定に基づき、これを非公開とする。

2 部会は、審議の議事録を作成する。

3 部会における選定結果等については、候補者を確定した後に公表する。

（庶務）

第6条 部会の庶務は、福祉部長寿社会政策課において行う。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年（2024年）4月 日から施行する。

## 基本目標 3 介護保険制度の持続可能性の確保と基盤づくり

### 1) 介護保険制度の効果的・効率的な運営

介護保険制度の持続可能性を確保するため、多様な介護人材の確保・定着支援や、介護サービスの質の向上などに取り組みます。また、地域の実情に応じた介護サービス基盤の整備に取り組みます。

#### (1) 介護人材の育成・確保と介護現場の生産性の向上【重点的な取り組み】

多様な人材の参入・活躍の促進による介護人材のすそ野の拡大を図るとともに、新規介護人材の確保と定着支援の双方の視点に立った取り組みを促進します。

また、介護職の魅力発信や、介護現場における業務改善やデジタル技術の利活用支援等を図ることで、介護現場の生産性の向上に取り組みます。

#### 〈主な内容〉

①公民連携による介護人材確保対策	公民連携の人材確保対策として介護保険事業者が主体となった取り組みを支援し、持続可能な介護サービス提供体制の実現をめざします。 <b>詳細はトピック4参照</b>
②生活支援サービス従事者の養成	生活支援サービス従事者研修を実施し、軽度の支援を必要とする高齢者を対象とする買い物や掃除・調理などの日常生活をサポートする「生活支援サービス従事者」の育成を通じて、人材のすそ野の拡大を図り、元気な高齢者をはじめ地域住民が活躍していただくことにより、多様な主体による多様な介護予防・生活支援サービスが利用できるような地域づくりを支援します。 また、当該研修の修了者と事業者とのマッチングを行う「お仕事説明会」を開催し、介護人材確保を進めます。
③いきてゆくフェスの実施	高齢者の社会参加、多世代の参加や交流の促進、介護の仕事を広く市民に周知し、介護・福祉の魅力を伝えることを目的に「いきてゆくフェス」を実施します。
④国・府との連携による生産性の向上に向けた取り組みの推進	文書作成や手続について、届の簡素化や手続の電子化などデジタル技術の活用を進めることで介護現場での負担軽減を図るなど、国の動向を踏まえ、大阪府と連携して取り組みを進めます。
⑤求職者と介護事業所とのマッチングの推進	無料職業紹介事業による個別支援や面接会などを通じて、求職者と介護事業所のマッチングに取り組みます。



〈主な内容〉

<p>⑥外国人介護人材への生活サポート</p>	<p>市内で働く外国人介護職員の人材育成及び定着のため、とよなか国際交流センターにおいて多言語による生活相談の実施や、定着定住に向けた仲間づくりを支援、地域住民に対して多文化共生に対する理解を推進するなど、市内で安心して生活し働くことができるよう、生活全般をサポートします。</p>
-------------------------	---

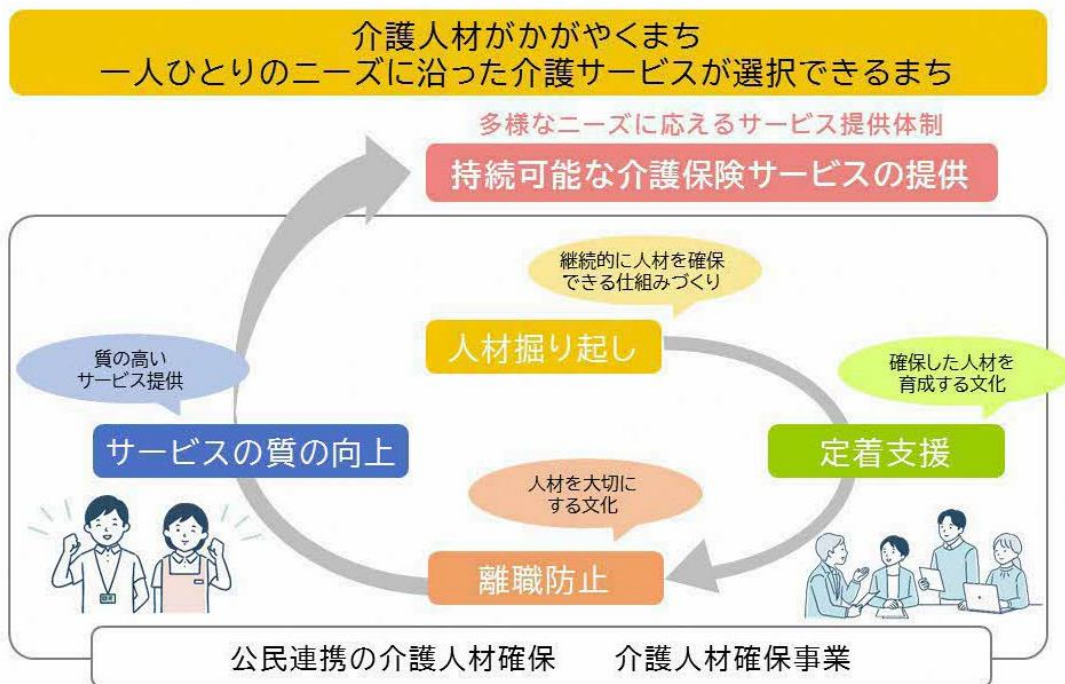
〈活動指標〉

指標の内容	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
生活支援サービス従事者研修累計修了者数(人)	30	40	50
いきてゆくフェスの参加者数(人)	1,500	1,550	1,600

トピック4 公民連携による介護人材確保事業の推進 (令和6～8年度実施予定)

さらなる高齢化が進む中で介護人材不足は喫緊の課題となっています。サービス利用者は増加、有効求人倍率は高い状態で推移しており、新たな介護ニーズへの対応や離職などによる欠員補充も難しい状況にあります。

人材確保にあたっては人材を雇用する介護保険事業者が地域の中で存在意義を発揮し、働きやすい環境づくりや人材育成に取り組む必要があります。市では公民連携の人材確保対策として介護保険事業者が主体となった取組みを支援し、持続可能な介護サービス提供体制の実現をめざします。



## 豊中市地域密着型サービス等運営検討部会設置要綱

### (設置目的)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第5項、第54条の2第5項、第78条の2第7項、第78条の4第6項、第115条の12第5項及び第115条の14第6項等に規定するとおり、地域密着型サービスの運営等に被保険者及び関係者等の意見を反映させるため、豊中市介護保険事業運営委員会規則(平成12年豊中市規則第62号。以下「規則」という。)第7条に基づき豊中市地域密着型サービス運営検討部会(以下「部会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 部会は次の各号に掲げる事項について検討し、その結果を委員長に報告する。

- (1) 地域密着型サービス事業者の指定又は指定をしないことに関する事。
- (2) 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関する事。
- (3) 地域密着型サービスの質の向上及び確保、運営評価に関する事。
- (4) 介護予防支援事業者の指定又は指定をしないことに関する事。
- (5) その他豊中市介護保険事業運営委員会(以下「委員会」という。)が必要と認める事項

### (組織)

第3条 部会は、規則第7条第2項に規定する委員で構成する。

- 2 部会に部会長を置く。
- 3 部会長は、規則第7条第3項の規定に基づき委員長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長は、部会に属する委員(以下、「部会員」という。)のうちから、あらかじめ副部会長を指名するものとする。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 部会は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

- 2 部会は、部会員の過半数の出席がなければ開催することはできない。
- 3 部会の議事は、出席した部会員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは部会長の決するところによる。

### (書面開催)

第5条 部会は、次の場合は、会議の招集を行わず書面その他の方法により委員の意見を求めることで前条の会議に代えることができる。

- (1) 災害の発生その他社会情勢により、委員の招集が望ましくない場合
- (2) その他部会長がやむを得ないと認める場合

### (関係者の出席等)

第6条 規則第8条の規定に基づき、部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

- 2 前項における関係者とは、地域密着型サービス事業者及び地域医療保健福祉関係者及び部会長が必要があると認める者をいう。

(事務局)

第7条 部会の庶務は、福祉部長寿社会政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年(2005年)12月20日から施行する。

2 委員の任期等については、規則第3条の規定に従う。

附 則

この要綱は、平成18年(2006年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年(2007年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年(2009年)5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年(2010年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年(2011年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年(2012年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年(2012年)7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年(2015年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年(2015年)6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年(2016年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年(2016年)10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年(2018年)9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年(2019年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年(2020年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年(2024年)4月1日から施行する。

## 介護予防支援に係る改正後の介護保険法の規定

【参考】

(指定介護予防支援事業者の指定)

第百十五条の二十二 第五十八条第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの設置者又は指定居宅介護支援事業者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所（以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者（当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用居宅要支援被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。）に対する介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。

2～4 (略)

(介護予防支援事業者に対する情報提供の求め等)

第百十五条の二十三 第五十八条第一項の指定を行う市町村長は、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

(地域支援事業)

第百十五条の四十五 (略)

2 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一・二 (略)

三 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業

四～六 (略)

3～10 (略)

令和5年11月6日第230回介護給付費分科会 資料5 (抜粋)

## 令和5年度地域密着型サービス運営検討部会について（概要）

令和5年(2023年)11月14日(火)に第1回豊中市地域密着型サービス運営検討部会(以下「部会」という。)が開催されました。概要は以下のとおりです。

### 1. 地域密着型サービス事業者の新規指定について

サービス種類	事業所名	所在地	圏域	指定年月日
① 地域密着型通所介護	葵 蛭池フィットネス	豊中市蛭池東町2丁目3番23号	北中部	令和5年12月1日

上記の事業者について申請内容を報告し、指定の了承が得られましたので、令和5年12月1日付で指定を行うことといたしました。

### 2. その他案件

#### 地域密着型サービス事業者の指定更新について

地域密着型通所介護4事業所、認知症対応型共同生活介護3事業所、小規模多機能型居宅介護1事業所、地域密着型介護老人福祉施設3事業所の指定更新について報告を行いました。こちらも更新申請手続きに際して、書類審査やヒアリングを実施した結果、特段の支障が見受けられなかったため指定更新を行いました。